

## 川崎市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関し、法第34条の8第2項、第3項及び第4項に規定する放課後児童健全育成事業の届出等について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年12月18日川崎市条例第54号。以下「条例」という。）の例による。

### (事業開始の届出)

第3条 本市の市域において放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）は、法第34条の8第2項に基づき、あらかじめ、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法規則」という。）第36条の32の2の各号に掲げられる事項その他の必要な事項を、放課後児童健全育成事業開始届（第1号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出には、次の書類（図面を含む。以下同じ。）を添付しなければならない。

- (1) 事業の用に供する施設の概要書（平面図等）
- (2) 職員名簿（第4号様式）
- (3) 放課後児童支援員の資格証明書等の写し
- (4) 事業者が法人である場合にあっては、その登記簿の謄本及び定款（権利能力のない社団である場合にあっては、その基本約款その他これに類するものの写し）
- (5) 事業者の役員名簿（第5号様式）
- (6) 運営規程（条例第13条）
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定により届出を行おうとする者は、当該事業に係る収支予算書及び事業計画書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、職員にインターネットを利用してこれらの内容を閲覧させることができる場合は、この限りでない。

### (事業変更等の届出)

第4条 放課後児童健全育成事業の開始の届出をした者は、当該届出の内容に変更が生じたときは、法第34条の8第3項に基づき、変更の日から1月以内に、放課後児童健全育成事業変更届（第2号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が軽微な変更と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、放課後児童健全育成事業の休止の届出をした者が、休止していた当該届出に係る事業を再開するときに準用する。
- 3 前2項の届出には、前条第2項及び第3項に定める書類（変更のあった事項に係るものに限る。）を添付しなければならない。

（事業廃止又は休止の届出）

第5条 放課後児童健全育成事業の開始の届出をした者は、当該届出に係る事業を廃止又は休止しようとするときは、法第34条の8第4項に基づき、あらかじめ、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（第3号様式）によりその旨を市長に届け出なければならない。

（事業所番号の決定及び変更）

第6条 市長は、第3条に基づき届け出を行った事業者に対し、事業所の番号を決定し、放課後児童健全育成事業所番号通知（第6号様式）により、事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項に定める事業所の番号に変更の必要が生じた場合は、事業所の番号を変更し、放課後児童健全育成事業所番号変更通知（第7号様式）により、事業者へ通知するものとする。

（基準の遵守及び報告）

第7条 事業者（運営を行う者を含む。以下この条において同じ。）は、法第34条の8の2第3項に基づき、条例を遵守しなければならない。

- 2 事業者は、事業所の管理下において、事故等が生じた場合は、放課後児童健全育成事業事故報告書（第8号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

（市長の調査、事業停止命令等）

第8条 市長は、法第34条の8の3第1項に基づき必要と認めるときは、事業者（運営を行う者を含む。以下この条において同じ。）に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他物件を検査させることができる。

- 2 市長は、法第34条の8の3第3項に基づき、事業が条例に適合しないと認めるときは、その事業者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
- 3 市長は、法第34条の8の3第4項に基づき、必要と認めるときは、行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）に定める手続きに従い、事業者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
- 4 本条に規定する業務を行う職員は、法規則第13条の3様式に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求されたときは、これを提示しなければならない。

(適用除外)

第9条 この要綱は、法第34条の8の規定に基づき、国、県及び本市が実施する放課後児童健全育成事業には適用しない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、こども未来局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 放課後児童健全育成事業の開始の届出等に関し、従前の様式は廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正要綱は、平成27年3月16日から施行し、平成27年4月1日以降に放課後児童健全育成事業を行う事業者に対して適用する。
- 2 放課後児童健全育成事業の開始の届出等に関し、従前の様式は廃止する。
- 3 子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第7条第1項に基づき、改正後の法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている事業者については、本要綱第3条に定める事業開始の届出について、「あらかじめ」とあるのは、「整備法の施行の日から起算して3か月以内に」とする。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和3年2月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調整した帳票で、既に残存するものについては、当分の間、必要な個所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

第1号様式（第3条関係）

放課後児童健全育成事業開始届

年 月 日

（あて先）川崎市長

事業者

住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の職氏名）

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始したいので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2の規定により届け出ます。

事業の内容	
併設事業 (該当する場合のみ)	
職員の定数	職員数： 名（支援員： 名、補助員： 名）
事業所の名称	
事業所の種類	
事業所の所在地	〒 - TEL: FAX: E-Mail: 所在地の小学校区 小学校区
面積及び構造	専用区画： m <sup>2</sup> [定員で割り返した際の1人当たりの面積： m <sup>2</sup> ] その他（併設事業等）： m <sup>2</sup> 建物の構造： 造 階建の 階 <input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 集合住宅の一室 <input type="checkbox"/> 店舗用物件 <input type="checkbox"/> 保育園・幼稚園の一部
定員及び支援の単位数	定員： 人／支援の単位数： 単位ごとの定員内訳：
事業開始予定年月日	
ホームページURL	
書類を添付	<input type="checkbox"/> 定款その他の基本約款 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 主な職員の氏名及び経歴（第4号様式） <input type="checkbox"/> 職務の内容（第4号様式に記載） <input type="checkbox"/> 事業者の役員名簿（第5号様式） <input type="checkbox"/> 建物その他設備の図面（平面図等を添付） <input type="checkbox"/> 事業開始初年度の収支予算書及び事業計画書（インターネットを利用して当該書類の内容を確認できるURLを記載する場合は、添付不要。）

【備考】

- 「事業の内容」欄には、実施する放課後児童健全育成事業の概略を記載してください。
- 利用者向けのパンフレット等があれば、参考に添付してください。

（日本工業規格A列4番）

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

（あて先）川崎市長

事業者  
住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の職氏名）

年 月 日に実施の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定により届け出ます。

事業所の名称														
事業所の所在地		〒 —												
		TEL: FAX: E-Mail:												
変更する事項 （該当する事項 の番号に○）		<table border="0"> <tr> <td>1 事業の種類及び内容</td> <td>7 施設の所在地</td> </tr> <tr> <td>2 事業者の住所及び氏名</td> <td>8 面積及び構造</td> </tr> <tr> <td>3 職員の定数及び職務内容</td> <td>9 定款その他の基本約款</td> </tr> <tr> <td>4 主な職員の氏名及び経歴</td> <td>10 事業者の役員名簿</td> </tr> <tr> <td>5 施設の名称</td> <td>11 運営規程</td> </tr> <tr> <td>6 施設の種類</td> <td>12 その他</td> </tr> </table>	1 事業の種類及び内容	7 施設の所在地	2 事業者の住所及び氏名	8 面積及び構造	3 職員の定数及び職務内容	9 定款その他の基本約款	4 主な職員の氏名及び経歴	10 事業者の役員名簿	5 施設の名称	11 運営規程	6 施設の種類	12 その他
1 事業の種類及び内容	7 施設の所在地													
2 事業者の住所及び氏名	8 面積及び構造													
3 職員の定数及び職務内容	9 定款その他の基本約款													
4 主な職員の氏名及び経歴	10 事業者の役員名簿													
5 施設の名称	11 運営規程													
6 施設の種類	12 その他													
変更内容 （「変更する事項」欄 において○をした番 号に応じて記載）	変更前													
	変更後													
事業変更年月日														
ホームページURL														

【備考】

- 「1 事業の種類及び内容」の変更の場合は、事業の概略を記載の上、事業開始初年度の収支予算書及び事業計画書を添付してください。ただし、インターネットを利用して当該書類の内容を確認できるURLを記載する場合には、書類の添付は必要ありません。
- 「3 職員の定数及び職務内容」の変更の場合は、職務の内容を確認できる書類を添付してください。
- 「4 主な職員の氏名及び経歴」の変更の場合は、氏名及び生年月日、資格の有無その他の経歴を確認できる書類を添付してください。
- 「7 施設の所在地」及び「8 面積及び構造」の変更の場合は、変更後の平面図等を添付してください。
- 「9 定款その他の基本約款」、「10 事業者の役員名簿」及び「11 運営規程」の変更の場合は、変更後の書類を添付してください。

（日本工業規格A列4番）

第3号様式（第5条関係）

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

年 月 日

（あて先）川崎市長

事業者

住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の職氏名）

年 月 日に実施の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定により届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 - TEL: FAX: E-Mail:
事業廃止（休止）年月日	
休止予定期間（該当する場合のみ）	
廃止（休止）理由	
現に便宜を受けている利用者に対する措置	

※「現に便宜を受けている利用者に対する措置」について補足説明等が必要な場合は書面（任意様式）添付のこと

（日本工業規格A列4番）

職員名簿

事業所の名称

1 主な職員

定員数の支援提供に必要な放課後児童支援員等について記載。

年 月 日現在

職員氏名	職名	職務の内容	採用年月日	放課後児童支援員の資格要件		主な経歴
				資格の内容 (条例第9条第3項の各号)	認定研修の修了	

【留意事項】

- (1) 人事異動等により変更が生じた場合は、変更届（第2号様式）の提出が必要です。
- (2) 放課後児童支援員の資格要件を満たしている職員は、資格証明書等の写しを添付します。
- (3) 記載欄が足りない場合は、別紙を添付してください。

2 参考（放課後児童健全育成事業に従事する職員）

「1 主な職員」へ記載した者を除く、放課後児童健全育成事業に従事する全職員を記載。

職員氏名	職名	職務の内容	採用年月日	放課後児童支援員の資格要件	
				条例第9条第3項の 各号への該当（資格名）	認定研修の修了

【留意事項】 「2 参考」に記載した職員が人事異動等により交代する場合は、変更届（第2号様式）の提出は必要ありません。

第5号様式（第3条第1項）

事業者の役員名簿

事業所の名称

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	性別 (男・女)	住所

川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号）第4条に基づき、代表者又は役員に暴力団員  
がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについ  
て、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の職氏名）





第6号様式（第6条第1項関係）

放課後児童健全育成事業所番号決定通知書

第 年 月 日  
号

（事業者）

様

川崎市長

年 月 日に届け出られた放課後児童健全育成事業所について、次のとおり事業所番号を決定したので、通知します。

対象となる事業所	名称	
	所在地	
事業所番号		

第7号様式（第6条第2項関係）

放課後児童健全育成事業所番号変更決定通知書

第 年 月 日 号

（事業者）

様

川崎市長

年 月 日第 号において通知した放課後児童健全育成事業所の事業所番号について、次のとおり事業所番号の変更を決定したので、通知します。

対象となる事業所	名称	
	所在地	
事業所番号	変更前	
	変更後	

放課後児童健全育成事業事故報告書

(あて先)

川崎市長

年 月 日 / 第 報

事業所名称	(事業所番号： )					
記入者	職種		名前			
事故発生 日時・場所	日時 年 月 日 時 分頃			場所		
事故にあった者	ふりがな	-----			小学校	年生
	氏名				利用開始日	年 月 日
事故発生時の クラブの体制	参加児童数	職員数 (総数)		支援員	補助員	その他
	名	名	名	名	名	名
児童の症状等	負傷箇所			負傷内容		
事故に至る経過及び 発生後の処置  ※ 当日、来所時から の健康状況、発生時の 処置、当該児童の保護 者への連絡を含め、可 能な限り詳細に記入	日時	内容				
医療機関での処置	医療機関 名称				処置	
保護者会や外部機関 への連絡・説明						
事故発生の要因や 今後の防止策等						

【備考】

- 活動中に通院が必要となる事故が発生した場合には、事故発生後速やかに提出してください。
- 重大な事故、事件等(※)が発生した場合には、本報告書によらず速やかに連絡してください。  
※ 生命に係わる重篤な怪我、児童の行方不明、不審者情報、個人情報の紛失、交通事故、緊急災害等
- 死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故は、本報告書によらず速やかに連絡し、第1報を事故発生当日、第2報は原則1か月以内程度に行ってください。  
また、状況の変化等を必要に応じて追加報告してください。
- 各欄は適宜広げて記載してください。